

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○東日本大震災復興交付基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	三
○手数料条例の一部を改正する条例	(同)	三
○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(教職員課)	六
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部総務部総務課)	六
○県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
○迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	(警察本部生活安全部県民安全対策課)	七
○青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部生活安全部少年課)	八
○次世代育成・応援基金条例	(総合政策課)	八
○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例	(同)	九
○青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(共同参画社会推進課)	九
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(子育て社会推進課)	九
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども・家庭支援課)	九
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(同)	九

例の一部を改正する条例

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(障害福祉課)

九

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「一三、五八七人」を「一三、五四〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十五日

○宮城県条例第三号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第二条第一項中「なつた」を「なつた」に改め、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「あつて」を「あつて」に、「署名押印」を「任命権者に提出」に、「行って」を「行って」に改める。

第三条中「外」を「ほか」に改める。

様式第一号中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

様式第二号中「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第十九条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十二條の次に次の二條を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第二十三条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面

談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十四条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号及び第三号中「警察本部地域部」を「警察本部警備部」に改める。

第十一条第三項を次のように改める。

3 第一項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号から第四号までの作業 三百円（その作業が心身に著しい負担を与えたとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

二 第一項第五号の作業 三百円（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係るものに従事した場合にあっては、三百八十円（その作業が著しく危険であるとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額））

三 第一項第六号の作業 三百円

第二十条第一項第一号ロ中「勧告され、若しくは」を削る。

第二十一条第一項第三号中「全日制の課程」の下に「又は定時制の課程」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十条第一項第一号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災復興交付金基金条例（平成二十四年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「令和四年十二月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百十九の項中「七千円」を「一万四五百円」に改め、同表百三十三の項中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千七百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表百三十四の項中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表二百八の項中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表二百十の項中「二万七千円」を「一万五千円」に改め、同表二百二十一の項中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改め、同表中三百十二の項を三百十九の項とし、三百十一の項の次に次のように加える。

三百十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に
関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「畜舎建築特例法」という。）第三十三条第一項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定を申請する者

申請するとき

三百十三 畜舎建築特例法第四条第一項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定を申請する者

申請するとき

次に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請する者
1 畜舎建築特例法第三十三条第二項に規定する特例畜舎等（以下「特例畜舎等」という。）において、
七千円
2 特例畜舎等以外の畜舎等に
次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請する者
1 一万平方メートル以内の畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六号）第六十七条の規定により建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者又は知事が認める者が畜舎建築特例法第三条第三項第四号（畜舎建築特例法第四号）畜舎建築特例法第四号第三項において係用する場合を含む）に係る審査の事務を行う場合（以下この項において「審査を行う場合」という。）にあっては、
七千円
ロ 一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの
ハ 五万平方メートルを超え一百万平方メートルを超え六十二万七千円（審査を行う場合）にあっては、七千円
次に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請する者
1 特例畜舎等に定める額
ロ 変更後においても特例畜舎等である場合、七千円
イ 変更後において特例畜舎等以外の畜舎等となる場合、
等以外の畜舎等となる場合、次に掲げる変更後の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請する者
(1) 一万平方メートル以内のもの
(2) 一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの
(審査を行う場合)にあっては、七千円

<p>三百十四 畜舎建築特例法第六条第二項の規定に基づく認定畜舎等の仮使用の認定を申請する者（審査を行う場合にあつては当該審査に係る認定畜舎等の仮使用の認定を申請する者を除く。）</p> <p>三百十五 畜舎建築特例法第十条第一項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を申請する者</p> <p>三百十六 畜舎建築特例法第十条第二項の規定に基づく法人の合併の認可を申請する者</p> <p>三百十七 畜舎建築特例法第十条第三項の規定に基づく法人の分割の認可を申請する者</p> <p>三百十八 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第四十八条第二項の規定に基づく交通安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定を申請する者</p>	<p>申請するとき</p> <p>申請するとき</p> <p>申請するとき</p> <p>申請するとき</p> <p>申請するとき</p>	<p>十二万円</p> <p>七千円</p> <p>七千円</p> <p>七千円</p> <p>七千円</p>	<p>え二百平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(一) 千円（審査を行う場合）</p> <p>(二) 超え五百平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三) 超え二百平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四) 超え五十平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(五) 超え十平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(六) 千平方メートルを超え二平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(七) 二平方メートルを超え五平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(八) 五平方メートルを超え十平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(九) 十平方メートルを超え二十平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十) 二十平方メートルを超え五十平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十一) 五十平方メートルを超え一百万平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十二) 一百万平方メートルを超え五百万平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十三) 五百万平方メートルを超え一千万平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十四) 一千万平方メートルを超え五千万平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十五) 五千万平方メートルを超え一億平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十六) 一億平方メートルを超え五億平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十七) 五億平方メートルを超え一十億平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十八) 一十億平方メートルを超え五十億平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(十九) 五十億平方メートルを超え一兆平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十) 一兆平方メートルを超え五兆平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十一) 五兆平方メートルを超え一十兆平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十二) 一十兆平方メートルを超え五十兆平方メートル以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十三) 五十兆平方メートルを超え一兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十四) 一兆円を超え五兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十五) 五兆円を超え一十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十六) 一十兆円を超え五十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十七) 五十兆円を超え一兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十八) 一兆円を超え五兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(二十九) 五兆円を超え一十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十) 一十兆円を超え五十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十一) 五十兆円を超え一兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十二) 一兆円を超え五兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十三) 五兆円を超え一十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十四) 一十兆円を超え五十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十五) 五十兆円を超え一兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十六) 一兆円を超え五兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十七) 五兆円を超え一十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十八) 一十兆円を超え五十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(三十九) 五十兆円を超え一兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十) 一兆円を超え五兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十一) 五兆円を超え一十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十二) 一十兆円を超え五十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十三) 五十兆円を超え一兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十四) 一兆円を超え五兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十五) 五兆円を超え一十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十六) 一十兆円を超え五十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十七) 五十兆円を超え一兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十八) 一兆円を超え五兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(四十九) 五兆円を超え一十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p> <p>(五十) 一十兆円を超え五十兆円以内のものにあっては、七千円（審査を行う場合）</p>
--	---	---	---

附 則
この条例は、令和四年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号
学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。
第八条に次の一項を加える。
3 前項に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に關し必要な事項は、県人事委員会の規則で定める。
附 則
この条例は、令和四年四月一日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号
公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表三十四の項中「千八百円」を「千六百円」に改め、同表四十二の項中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の第二項」を加え、同表四十四の二の項中「第九十七条の第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「七百五十円」を「千五十円」に改め、同表四十四の三の項中「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>四十四の四 道路交通法第九十七条の第一項第三号イ若しくはハ又は第九十一条の四第三項の規定に基づく運転技能検査を受けようとする者</p>	<p>受検を申請するとき</p>	<p>三千五百五十円</p>
--	------------------	----------------

「イ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（当該講習が同法第九十七条の二

くは」を加え、同項第五号中「電話をかけ」の下に「文書を送付し」を加え、同項第八号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「又は」を削り、「図画」の下に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体」を、「送付し」の下に「若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」を加える。

第十六条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第三条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項から第四項までの規定に違反して撮影した」に改め、同項各号を削る。

第十七条第一項第一号中「第三条の二第一項から第三項まで」を「第三条の二」に、「前条第一項第一号」を「前条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定（及び同条第三項に規定するストーカー行為）を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成十三年宮城県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「六歳以上」を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

次世代育成・応援基金条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

次世代育成・応援基金条例

（設置）

第一条 子ども・子育て支援及び若者の職業生活における活躍の推進を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、次世代育成・応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和十三年十二月三十一日限り、その効力を失う。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十五日

○宮城県条例第十四号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例（令和二年宮城県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和九年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
第九条中「すべて」を「全て」に改める。

第十四条第一号中「六歳以上十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」を「十八歳未満の者」に改める。

第二十四条第二項第一号中「満二十歳」を「満十八歳」に改める。

第三十三条第二号を次のように改める。

二 賭博

第三十三条第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条並びに第三十三条第二号及び第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に婚姻をした十八歳未満の者に対する改正後の第三章から第六章までの規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年宮城県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一号イの表第九条の三の項中「児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「児童等」を「児童」に改める。

第五十二条第一項第五号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十條第一項」を「附則第二十七條第一項」に、「附則第三條第一項」を「附則第十條第一項」に改める。

第七条第二項第三号及び第三十二條第二項第三号中「附則第二十條第一項」を「附則第二十七條第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

一 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年宮城県条例第四十二号）附則第二項

二 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年宮城県条例第四十三号）附則第二項

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

覚醒剤取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

覚醒剤取締法施行条例の一部を改正する条例

覚醒剤取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例

麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

第五条を次のように改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2

この条例の施行の日前に法人その他の団体である麻薬卸売業者若しくは麻薬小売業者の免許を受けた者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許を受けた者がその業務を行う役員を

変更した場合における当該変更の届出については、なお従前の例による。

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第一百六条第一項第一号」を「第一百六条第一項各号」に改める。

附則第二項中「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年宮城県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び」を「並びに」に改め、「同条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第八条中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附則第三項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

産業技術総合センター条例（平成十一年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「三、八〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改め、同表第二号の表材料加工関連機器の項中「一五、六〇〇円」を「七、六〇〇円」に改め、同表電子・情報関連機器の項中「四、六〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中「一、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表分析・測定関連機器の項中「四、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。

別表第二第一号の表材料試験の項中「五、三〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に改め、同表材料分析の項中「二五、五〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼がなされた試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

○宮城県条例第二十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

森林整備地域活動支援基金条例(平成十四年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

道路法施行令第七条第十四号に掲げる施設

同

Aに○・〇三を乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の二」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に、

「第六章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第二十七条―第三十一条)」を「第六章 旅客特定車両停留施設(第二十七条―第三十七条)」に改める。
第七号

移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第三十八条―第四十二条)」

第二条第一項第一号中「自転車歩行者道」の下に「自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、

「自動車駐車場」の下に「若しくは旅客特定車両停留施設」を加え、「又は除雪のために必要な幅員」

を「、除雪のために必要な幅員又は県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第五号。以下「道路構造条例」という。)(第四十七条第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員)に改め、同条の次に次の一条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第二章 歩道等」を「第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第三条中「設ける道路」の下に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第四条第一項中「県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第五号)」及び「同条例」を「道路構造条例」に改め、同条第二項中「県道の構造の技術的基準等を定める条例」を「道路構造条例」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「」の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。))」を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第四十五条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第四十六条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第五条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第六条第一項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第九条第二項中「、車いす」を「、車椅子」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第十一条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、「車いす」を「車椅子」に改める。

第十六条中「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第三十一条中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第四十二条とする。

第三十条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「路面」の下に「又は床面」を加え、同条を第四十一条とする。

第二十九条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の二項を加え、同条を第四十条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合においては、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合においては、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第二十八条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「自動車駐車場」の下に「及び旅客特定車両停留施設」を加え、同条第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加え、同条を第三十九条とする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と乗降口に設ける操作盤（点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造を有するものに限る。）、前条第五項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び乗車券等販売所（第三十六条の規定により規則で定める構造を有するものに限る。）との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合において、当該二以上の設備間の誘導が適切

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第二十七条に次の三項を加え、同条を第三十八条とする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（次項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第二十七条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合においては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第六章 旅客特定車両停留施設

（通路）

第二十七条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、規則で定める構造とするものとする。

2 前項の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合においては、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合においては、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第二十九条の規定により規則で定める構造を有するものに限る。）又は傾斜路（第三十条の規定により規則で定める構造を有するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合においては、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合においても、同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、規則で定める構造とするものとする。

（出入口）

第二十八条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、規則で定める構造とするものとする。（エレベーター）

第二十九条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、規則で定める構造とするものとする。（傾斜路）

第二十九条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、規則で定める構造とするものとする。

（傾斜路）

第三十条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。）は、規則で定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（エスカレーター）

第三十一条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、規則で定める構造とするものとする。

（階段）

第三十二条 移動等円滑化された通路に設ける階段は、規則で定める構造とするものとする。

（乗降場）

第三十三条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、規則で定める構造とするものとする。

（運行情報提供設備）

第三十四条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（便所）

第三十五条 旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合においては、当該便所は、規則で定める構造とするものとする。

（乗車券等販売所）

第三十六条 乗車券等販売所を設ける場合においては、そのうち一以上は、規則で定める構造とするものとする。

（券売機）

第三十七条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合においては、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合においては、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

三陸水系河川整備計画審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

三陸水系河川整備計画審議会条例を廃止する条例

三陸水系河川整備計画審議会条例（平成十七年宮城県条例第八十四号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県三陸水系河川整備計画審議会の委員の項を削る。

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。第十條第一項第二号中「七千円」を「八千二百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。